## 大垣市公契約についての懇話会設置要綱

(設置)

第1条 公契約について基本理念を定めるとともに、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、公正な労働基準の確保をはじめ、地域経済及び地域社会の健全な発展、市民の福祉の増進等を目的とした大垣市公契約条例(素案)について検討するため、「大垣市公契約についての懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

- 第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 大垣市公契約条例(素案)についての検討及び市長への提言に関すること。
  - (2) その他前条の設置目的を達成するために必要な事項

(委員)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 商工会議所関係者
  - (3) 経営者関係者
  - (4) 建設コンサルタント関係者
  - (5) 建設業関係者
  - (6) ビルメンテナンス関係者
  - (7) 労働組合関係者
  - (8) 自治会関係者
  - (9) 青年団体関係者
  - (10) 公募による市民
  - (11) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、大垣市公契約条例 (素案) について市長への提言を行うまでとする。

(組織等)

- 第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。 (会議)
- 第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、議長となる。だだし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明及び意 見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。